

【別紙 4】

## 日立市スポーツ少年団リーダー会規則

(名称)

第 1 条 この会は、日立市スポーツ少年団リーダー会(以下「本会」と称し、日立市スポーツ少年団本部リーダー育成委員会内(以下「育成委員会」)に組織する。

(目的)

第 2 条 「本会」は、日立市内に組織される登録済みスポーツ少年団のリーダーが相互に協力しあい、友情を深め、自らの資質向上に努めるとともに、日立市スポーツ少年団の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 「本会」は、前条の目的を達成するため、育成委員会と密接な連携をとり、次の事業を行なう。

- (1) 会員相互の友情及び資質向上を深めるための活動の実施
- (2) 市本部主催の各種事業への参加と協力
- (3) リーダーに関する各種講習会への参加
- (4) その他目的達成に必要な事業

(会員)

第 4 条 「本会」の会員は次のように定める。

- (1) 中学生以上 20 歳未満の登録済みの団員で、保護者並びに単位団代表者の推薦を受けた者。
- (2) 「本会」の目的に賛同する 25 歳未満の登録指導者。
- (3) ジュニア・リーダースクールを修了している登録団員で保護者並びに単位団代表者の推薦を受けた者。

(登録)

第 5 条 「本会」への入会は前条を満たしている者により、所定の加入申込書により行ない、登録は毎年度これを更新するものとする。

(資格の喪失)

第 6 条 次の各項に該当するとき、会員の資格を喪失する。

- (1) 各単位団において登録をしなかった場合。
- (2) 退会を申し出て承認された場合。
- (3) その他会員として会則に反する行為があった場合。

(役員)

第7条 「本会」に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名

(役員を選出)

第8条 会長、副会長は総会において会員の中から選出される。

(役員職務)

第9条 会長は「本会」を代表し、会の運営及び「育成委員会」との連絡調整に当たる。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(役員任期)

第10条 役員任期は次のとおりとする。

- (1) 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 役員は任期を満了しても後継者が就任するまではその職務を行なうものとする

附則 この規則は平成8年5月19日より施行する。

附則 この規則は平成11年9月11日より施行する。

附則 この規則は平成21年6月14日より施行する。

附則 この規則は平成26年4月1日より施行する。